



ARIB STD-T59

準ミリ波帯・ミリ波帯の周波数を利用した  
加入者系無線アクセスシステム  
P-MPシステム

FIXED WIRELESS ACCESS SYSTEM  
USING QUASI-MILLIMETER-WAVE- AND  
MILLIMETER-WAVE-BAND FREQUENCIES  
POINT-TO-MULTIPOINT SYSTEM

標 準 規 格

ARIB STANDARD

ARIB STD-T59 2.0版

平成11年 3月30日	策	定
平成12年 3月29日	1.	1 改定
平成17年11月30日	1.	2 改定
平成27年 3月17日	2.	0 改定

一般社団法人 電 波 産 業 会

Association of Radio Industries and Businesses



## まえがき

一般社団法人電波産業会は、無線機器製造者、電気通信事業者、放送機器製造者、放送事業者及び利用者の参加を得て、各種の電波利用システムに関する無線設備の標準的な仕様等の基本的な要件を「標準規格」として策定している。

「標準規格」は、周波数の有効利用及び他の利用者との混信の回避を図る目的から定められる国の技術基準と、併せて無線設備、放送設備の適性品質、互換性の確保等、無線機器製造者、電気通信事業者、放送機器製造者、放送事業者及び利用者の利便を図る目的から策定される民間の任意基準を取りまとめて策定される民間の規格である。

本標準規格は、準ミリ波帯・ミリ波帯の周波数を利用する一対多対向方式の加入者系無線アクセスシステムについて策定されたもので、策定段階における公正性及び透明性を確保するため、内外無差別に広く無線機器製造者、電気通信事業者、放送機器製造者、放送事業者及び利用者の利害関係者の参加を得た当会の規格会議の総意により策定されたものである。

本標準規格が、無線機器製造者、電気通信事業者、放送機器製造者、放送事業者及び利用者に積極的に活用されることを希望する。

### 注意：

本標準規格では、本標準規格に係る必須の工業所有権に関して特別の記述は行われていないが、当該必須の工業所有権の権利所有者は、「本標準規格に係る工業所有権である別表1及び別表2に掲げる権利は、別表1及び別表2に掲げる者の保有するところのものであるが、本標準規格を使用する者に対し、別表1の場合には一切の権利主張をせず、無条件で当該別表1に掲げる権利の実施を許諾し、別表2の場合には適切な条件の下に、非排他的かつ無差別に当該別表2に掲げる権利の実施を許諾する。ただし、本標準規格を使用する者が本標準規格で規定する内容の全部又は一部が対象となる必須の工業所有権を所有し、かつ、その権利を主張した場合、その者についてはこの限りではない。」旨表明している。

ARIB STD-T59

別表 1  
(なし)

(第一号選択)

別表 2  
(なし)

(第二号選択)

## 目次

まえがき

第1章 一般事項 .....	1
1.1 概要 .....	1
1.2 適用範囲 .....	1
1.3 準拠文書 .....	1
第2章 無線設備の技術的条件 .....	2
2.1 一般条件 .....	2
2.2 送信装置 .....	3
2.3 受信装置 .....	5
2.4 その他 .....	5
第3章 測定法 .....	6
3.1 一般事項 .....	6
3.2 測定法 .....	6
第4章 用語解説 .....	8
付録-1 P-MP システムに係わる基本的な考え方 .....	付-1
付録-2 標準的な回線設計例 .....	付-3
付録-3 P-P システムと P-MP システムの共存条件 .....	付-5
付録-4 混信保護に係わる基本的な考え方 .....	付-15
付録-5 TDD 方式と FDD 方式の共存条件について .....	付-16

改定履歴